

答申第83号

答 申

1 審査会の結論

令和3年5月17日付け、同年5月26日付け及び同年6月7日付けで審査請求人が津市監査委員（以下「実施機関監査」）及び津市議会（以下「実施機関議会」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関監査及び実施機関議会が行った公文書部分開示決定等における不開示情報のうち、町名は開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経緯

(1) 審査請求人は、津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関監査及び実施機関議会に対し、次のとおり本件開示請求を行った。

ア 令和3年5月17日付け開示請求

(ア) 令和2年9月28日付け津市監第220号の「住民監査請求の監査の結果について（通知）」にかかる津市公報に登載するための決裁書類。（監査事務局で処理した案件）

(イ) 令和2年9月28日付け津市監第220号の「住民監査請求の監査の結果について（通知）」にかかる決裁書類。（監査事務局で処理した案件）

イ 令和3年5月26日付け開示請求

(ア) 令和2年8月12日付けで監査委員が受理した住民監査請求にかかる地方自治法第242条第3項に基づく、監査委員から議会に通知した文書の決裁書類。（監査事務局で処理した案件）

(イ) 令和2年8月12日付けで監査委員が受理した住民監査請求にかかる地方自治法第242条第3項に基づく、監査委員から議会に通知のあった文書及び監査結果の通知文書。

ウ 令和3年6月7日付け開示請求

(ア) 令和3年5月26日付け津市指令監第76号の開示決定中「住民監査請求監査の通知について（通知）」における起案文書には「監査の結果は、監査委員の合議により記のとおり決定したので、」とある。この監査委員の合議による決裁文書が別にあれば、その開示

を求める。（要は、非開示の部分が存在すると言う意思決定がなされた経緯が知りたい）

(イ) 令和3年5月24日付け津市指令監第74号の開示決定中「住民監査請求の結果の公表について（通知）」の決裁起案に添付された文書の中に○印で本来の文字が隠されたところがある。このような内容で公表するとの決裁が他で行われていれば、その起案文書を含む公告する文書の開示を求める。

(2) 実施機関監査及び実施機関議会は、本件開示請求に対し、次のとおり公文書開示決定等を行った。

ア 令和3年5月17日付け開示請求

(ア) 公文書開示決定（令和3年5月24日付け津市指令監第74号）（以下「本件処分1」という。）

特定した公文書

「住民監査請求監査の結果の公表について（伺い）」（令和2年10月7日施行）（以下「本件公文書1」という。）

(イ) 公文書部分開示決定（令和3年5月26日付け津市指令監第76号）（以下「本件処分2」という。）

① 特定した公文書

「住民監査請求監査の通知について（伺い）」（令和2年9月28日施行）（以下「本件公文書2」という。）

② 開示しない部分

請求人の住所・氏名、河川名、土地の字名・地番、評価額、路線価、損害額及び税額に関する情報

③ 開示しない理由

条例第7条第2号に規定する個人情報に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるため。

イ 令和3年5月26日付け開示請求

(ア) 公文書部分開示決定（令和3年6月3日付け津市指令監第80号）（以下「本件処分3」という。）

① 特定した公文書

「住民監査請求の要旨の通知について（伺い）」（令和2年8月4日施行）（以下「本件公文書3」という。）

② 開示しない部分

土地の字名及び評価額

③ 開示しない理由

条例第7条第2号に規定する個人情報に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるため。

(イ) 公文書部分開示決定（令和3年6月3日付津市指令議総第34号）
（以下「本件処分4」という。）

① 特定した公文書

住民監査請求の要旨について（通知）（令和2年8月12日施行）（以下「本件公文書4」という。）

② 開示しない部分

土地の字名及び評価額、監査結果の通知文書

③ 開示しない理由

土地の字名及び評価額については、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるため。監査結果の通知文書は取得していないため不存在。

ウ 令和3年6月7日付け開示請求

公文書不開示決定（令和3年6月14日津市指令監第93号）（以下「本件処分5」という。）

① 特定した公文書

該当なし

② 開示しない理由

公文書として作成および取得していないため不存在

(3) 審査請求人は、令和3年8月3日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分2から本件処分5までの取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨

本件処分2、本件処分3、本件処分4及び本件処分5を取り消し、各処分に係る公文書における請求人の住所及び氏名を除く不開示部分の全文開示、また、不存在とした文書の全面開示を求める。

なお、本件処分1については、審査請求の対象としないが、審査請求の内容に関わる部分があるため参照されたい。

4 実施機関の弁明

(1) 実施機関監査

(ア) 本件公文書2のうち、特定の個人が識別され得る土地の字名・地番、河川名、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められる固定資産評価額、路線価、損害額及び税額については、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当するため不開示とした。また、固定資産評価額、路線価、損害額及び税額は地方税法上の守秘義務規定を考慮したものである。

(イ) 本件公文書3のうち、特定の個人が識別され得る土地の字名、公にすることにより個人の権利利益を害すると認められる固定資産評価額については、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当するため不開示とした。また、固定資産評価額は地方税法上の守秘義務規定を考慮したものである。

(ウ) 本件処分5については、本件公文書1において、○印で本来の文字を伏せて公表する旨の監査委員合議による意思決定文書は存在しないことから当該処分を行ったものである。

当該処分を行うに当たっては、審査請求人の請求するものが「○印で本来の文字を伏せて公表する旨の監査委員合議による意思決定文書の存否」であることを審査請求人に対面にて確認している。

また、住民監査請求の監査結果の決定に当たっては、地方自治法第242条第11項の規定に基づき、監査委員4名の合議により決定しており、合議記録書（監査調書）は公文書として作成、保存している。

(2) 実施機関議会

本件公文書4は、特定の地域内に所在する固定資産の評価額に関し住民監査請求された要旨が記載されたものであるが、記載されている固定資産やその所在地が極めて狭い範囲で特定されることが想定できるほか、当該土地に関係する所有者も極めて少数であると予想される。

したがって、当該文書に記載された複数の情報により、若しくは当該情報と何らかの情報を組み合わせることにより所有者の資産情報が識別されることのないよう、当該文書中の土地の字名及び土地の評価額を条例第7条第2号に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害すると認められるものとし、不開示としたものである。

5 審査請求人の主張

実施機関の弁明において、法令（条例含む）逐条解説等からの出典を示さないものは弁明とは認められない。審査請求人は、法令（条例規則含む）に基づき不開示にすることはできない旨を述べているので、実施機関の弁明が審査請求人の主張を法令等に基づき否定できるものでない限り、認められるものではない。審査会は、審査請求書における意見を理解した上で答申を作成されたい。

本件公文書2、本件公文書3及び本件公文書4において、不開示とした部分について、請求人の住所・氏名を除いて全面開示すべきとの答申を求める。

なお、本件公文書2、本件公文書3及び本件公文書4において不開示とされている部分である「土地の字名及び評価額」について正しくは「町名、土地の字名及び評価額」である。

また、本件処分5について、審査請求人が開示を求めているのは、令和3年6月7日付け開示請求書に記載した内容の文書であるので「開示請求者が請求した内容の公文書」並びに本件処分5に示された「公文書の表示」の「開示請求者が請求した内容」の公文書を特定した上で、全面開示を求める。

6 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人と実施機関監査及び実施機関議会は、本件公文書2から4のうち、審査請求人の住所・氏名を除き不開示とした処分、また、本件処分5の適否について争っている。

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号。）第8条第1項の規定により、審査請求人から提出された意見書等を見分するとともに、同条例第7条第1項の規定に基づき、実施機関監査、実施機関議会及び審査請求人による口頭の意見陳述を実施し、本件処分の妥当性について検討した。

(1) 本件の概要について

本件は、審査請求人が地方税法の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧制度により知り得た課税情報に関し、自身が発起した住民監査請求に関する一連の文書に対し本件開示請求を行ったことを原因にするものである。

(2) 本件開示請求に関する公文書について

本件開示請求に関する公文書は、複数に及ぶため、次表のとおりとりまとめを行った。

処分	公文書	公文書の概要	不開示部分	実施機関
本件処分 1	本件公文書 1	住民監査請求の結果を公表する告示	なし	監査
本件処分 2	本件公文書 2	請求人本人への住民監査請求の結果の通知	請求人の住所・氏名、河川名、土地の字名・地番、評価額、路線価、損害額及び税額に関する情報	監査
本件処分 3	本件公文書 3	議会への住民監査請求の要旨の通知	土地の字名及び評価額	監査
本件処分 4	本件公文書 4	議会への住民監査請求の要旨の通知	土地の字名及び評価額	議会
本件処分 5	該当なし	—	文書不存在	監査

※ 本件処分 1 については審査請求の対象外。

(3) 本件公文書中の不開示部分について

本件公文書において条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示とされている部分は、請求人の住所・氏名、河川名、土地の字名・地番、評価額、路線価、損害額及び課税標準額等の税額に関する情報である。

このうち、請求人の住所・氏名については、審査請求人から審査請求の対象としない旨を聞き及んでいるため、その余のものに関し検証を行った。

ア 河川名、土地の字名・地番について

条例第 7 条第 2 号は「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの」について不開示とすることを規定するものである。

まず、土地の字名・地番についてであるが、本件公文書を見分したところ、不開示とされているのは、土地の字名・地番に加え、町名の部分も不開示とされていた。この点については、審査請求書においても指摘があるが、実施機関議会によれば、市町村合併前の名残で町名でなく、字名としたものであり、本来であれば、土地の町名・字名・地番とすべきであった旨の説明がなされている。

これらのことから、町名、土地の字名・地番を不開示部分とされたものとして取り扱うこととする。

次に、河川名について、審査請求人によれば、河川法に基づき河川管

理者が公示しており、どう考えても個人情報に繋がるものではなく、加えて土地の町名・字名・地番についても個人の住所ではないのだから、仮に土地の所在が特定されても直ちに個人の特定に繋がるものではなく、個人情報には当たらないと主張している。

これに対し実施機関監査は、本件公文書2において公開されている「川を隔てた場所に存する画地」、「現況は店舗及び駐車場」、「四方街路に接している」及び「二方街路に接している」等のキーワードと河川名を用いれば、不開示としている土地が容易に推測できると説明した上で、当該河川については、同町内を流れる比較的小さな河川であり、当該土地以外において店舗や駐車場が密集している箇所はないと説明している。

イ 評価額、路線価、損害額及び税額に関する情報について

次に、路線価について、審査請求人は、全国地価マップ等のインターネットサイトにより公開されているもので、一般的に公にされている情報であることから個人情報には該当しないものであり、評価額、損害額及び課税標準額等の税額に関する情報についても、住民監査請求を行うに当たり、審査請求人が独自に積算した金額であり課税額等ではないため個人情報には該当しないと主張している。

これに対し、実施機関監査は、評価額等の金額については、審査請求人が言うように、審査請求人が積算したものであることは承知しているが、金額の積算に当たっては、地方税法に基づく固定資産税の縦覧制度により知り得た額を基にしていると認識しており、必ずしも税額と同額ではないものの、税額に近いものであるとの見解を有しているとのことである。さらに、額については、実施機関監査において、固定資産評価基準等を基に計算したところ、評価額とほぼ同額となることを確認しているとのことである。

ウ 文書不存在とした本件処分5について

本件処分5は、実施機関監査が文書不存在を理由に公文書不開示決定を行ったものであるが、これについて審査請求人は、開示請求書に記載された内容の文書を特定した上での全面開示を求めているが、実施機関監査としては、開示請求書に記載された内容の文書については、本件公文書1において、○印で本来の文字を伏せて公表する旨の監査委員合議による意思決定文書の存否であることを、審査請求人に対面にて確認し

た上で、そのような文書は存在しないことから、その旨処分を行ったとのことである。

(4) 結論

本件公文書 2 から本件公文書 4 までにおいて不開示とされている町名、土地の字名・地番、河川名及び路線価について、町名・字名は市内の一定区域を示すもの、地番は土地の所在を示すために土地に対して振られた番号、河川名は河川の名称である。また、路線価は、道路に面した土地の価格を指すもので、国税庁のホームページ等で公表されているものである。

区域の範囲について一般的には、広範囲なものが町名、町名と比較すると狭い範囲のものが字名と考えることができる。

町名、字名のいずれの部分についても、実施機関監査及び実施機関議会は、本件公文書において公開されている情報（以下「公開情報」という。）と組み合わせることで不開示としている土地が特定されるおそれがあるとする。しかしこのうち、町名については、比較的広い範囲を示すものであり、たとえ公開情報と組み合わせたところで、直ちに土地の特定まで繋がるとは考え難い。一方、土地の字名、地番については、その土地の所在地を示すものであり、これらの情報は土地の特定に直結し、あるいは緊密に結びつくものである。

次に河川名については、審査請求人が主張するように、河川法に基づき公示されており、路線価についても同様に、インターネットによる検索が可能で一般的に公表されている情報として、一見すると開示が妥当な情報であるとも考えられる。

審査会では、実施機関監査が言う「川を隔てた場所に存する画地」、「現況は店舗及び駐車場」、「四方街路に接している」及び「二方街路に接している」というキーワードと、実際に住民監査請求時に担当課が提出したとされる図面などを用いた上で、河川名や路線価が開示された場合に、土地の特定に至るか否かの検証を行った。

図面からは、実施機関監査が説明するように、当該河川沿いにおいては、店舗がこれほど密集している箇所は他には見受けられない上、この町内を流れる川は、当該河川以外ないことが確認できる。ここに河川名に加え、路線価が開示されたとすれば、ただちに土地を特定するまでには至らないものの、「どの土地のことなのか」を容易に推定できる。

審査請求人は、土地の情報は個人の住所でもなく、個人情報には該当し

ないと主張している。しかし、条例第7条第2号で規定する「特定の個人が識別され得るもの」とは、氏名、生年月日及び住所のように、客観的にみて誰であるかが明らかに見分けられる情報のほか、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であると解される。土地の特定と他の公表情報を組み合わせると、土地の諸権利者を容易に知りうるのところから、特定の個人が識別され得る情報といえる。

したがって、本件においては、河川名及び路線価は不開示が妥当、また、土地の特定が可能となる土地の字名・地番についても不開示が妥当であると言える。

次に、本件公文書2から本件公文書4までにおいて、不開示とした評価額、徴収不足額、課税標準額等の税額に関する情報について、審査請求人は、これらの数字は住民監査請求を行うために独自に積算したものであるから個人情報には該当しない、と主張する。

しかしこの積算数字は、不開示とされている町名、土地の字名・地番等と並列に、審査請求人の所有土地に係る数字だけでなく、第三者所有の土地に係る数字も記載されており、数字(額)の正誤に関わらず、当該土地所有者の資産額、資産状況を示すものであり、秘匿情報といえる。津市による固定資産評価の算定方法の是非を問う資料として用いるにせよ、これらを公表することは「個人の権利利益」(プライバシー)の侵害となろう。

したがって、これら審査請求人の積算による評価額、徴収不足額、課税標準額等の税額に関する情報についても、条例第7条第2号で規定する「特定の個人が識別され得るもの」として不開示が妥当であると考えられる。

最後に、文書不存在とした本件処分5について。

開示請求書に記載された文書について、実施機関監査は「本件公文書1において、○印で本来の文字を伏せて公表する旨の監査委員合議による意思決定文書の存否」のことであるか否かを面前にて審査請求人に確認を行ったと説明している。これに対し、審査請求人は請求内容に応じた文書を特定すべきであると主張するが、実施機関監査からの事前確認に応じていることから審査請求人の主張は認められるものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、本件公文書1において、不開示部分を○印に置き換えて公報していることは、実施機関監査が個人情報に配慮した上での処置かと思量され

るが、公報掲載文書の体裁に関しては当審査会への監査委員からの諮問に含まれていない。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年8月3日	諮問書の受付
令和3年10月19日	諮問案件の審議、審査請求人及び実施機関からの口頭意見陳述
令和3年12月6日	諮問案件の継続審議
令和3年12月21日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	伊 藤 仁
委 員	加 藤 春 美
委 員	清 水 真由美
委 員	高 橋 秀 治